

第一級海上無線通信士  
第二級海上無線通信士  
第三級海上無線通信士

## 「法規」試験問題

20問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

- (1)  A 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 B のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が0.01ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 B のみを使用するもの
- (4)  C 開設する無線局

A	B	C
1 発射する電波が著しく微弱な	適合表示無線設備	総務大臣の登録を受けて
2 小規模な	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務大臣の登録を受けて
3 発射する電波が著しく微弱な	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務大臣に届け出て
4 小規模な	適合表示無線設備	総務大臣に届け出て

A-2 次の記述のうち、インマルサット船舶地球局の無線設備が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第40条の4）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 自局の識別表示は、容易に変更することができること。
- 2 電源の供給の中断が1分以内である場合は、継続して支障なく動作するものであること。
- 3 遭難警報は、容易に送出でき、かつ、誤操作による送出を防ぐ措置が施されていること。
- 4 電源電圧が定格電圧の（±）10パーセント以内において変動した場合においても、安定に動作するものであること。

**A-3** 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 **A** を使用するものは、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ② 義務船舶局等の備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、 **B** を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならない  **C** 及び無線設備規則第45条の3の5に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- ④ ①から③までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣がその規定によることが困難又は不合理であると認め、て別に告示する無線設備については、適用しない。

A	B	C
1 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z 又は J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	遭難通信	ナビテックス受信機
2 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	船舶の航行に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識
3 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z 又は J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	船舶の航行に関する通信	ナビテックス受信機
4 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識

**A-4** 次の記述は、遭難通信責任者の配置について述べたものである。電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における  **A** に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次のいずれかの資格を有する者とする。
  - (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
  - (2) 第二級海上無線通信士
  - (3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)の  **B** とする。
- ④  **C** は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

A	B	C
1 遭難通信	順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者	無線局の免許人
2 遭難通信	うち、主任無線従事者の選任の届出がされた者	船舶の責任者
3 遭難通信、緊急通信及び安全通信	順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者	船舶の責任者
4 遭難通信、緊急通信及び安全通信	うち、主任無線従事者の選任の届出がされた者	無線局の免許人

**A-5** 無線局の運用に関する次の事項のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するとき。
- 2 海岸局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 3 船舶局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために無線局を運用するとき。

A-6 次の記述は、船舶局等の運用について述べたものである。電波法（第62条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の  A  に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために  B  ことを求めることができる。
- ③ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、 C  又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中	当該船舶局の運用を停止する	電波の規正
2 航行中	必要な措置をとる	通信の順序若しくは時刻
3 航行中及び航行の準備中	当該船舶局の運用を停止する	通信の順序若しくは時刻
4 航行中及び航行の準備中	必要な措置をとる	電波の規正

A-7 無線設備の機能の維持、時刻の照合及び電源用電池の充電に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第3条、第5条、第6条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。
- 2 義務船舶局に備え付けておくなければならない時計は、その時刻を毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておくなければならない。
- 3 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 4 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の補助電源用蓄電池並びに義務船舶局の双方向無線電話及び船上通信設備の電源用蓄電池は、毎日十分に充電しておくなければならない。

A-8 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、 A  、かつ、 B  に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 C  を直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
2 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
3 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射

A-9 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の  B ならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
2 他の無線局	妨害を与えない機能を備えなければ	遭難通信、緊急通信又は安全通信
3 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
4 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を備えなければ	遭難通信、緊急通信又は安全通信

A-10 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に  A 場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 B を行う場合を除き、その通信が  C までの間（ D による緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。  
注 海岸局等とは、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。
- ③  D による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③の規定にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。

A	B	C	D
1 陥った	遭難通信	終了する	モールス無線電信又は無線電話
2 陥った	非常通信	終了する	デジタル選択呼出装置
3 陥るおそれがある	非常通信	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置
4 陥るおそれがある	遭難通信	自局に関係のないことを確認する	モールス無線電信又は無線電話
5 陥るおそれがある	遭難通信	終了する	モールス無線電信又は無線電話

A-11 安全通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条及び第68条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- 2 船舶局は、安全通信を行う場合には、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 船舶局は、安全通信を行う場合には、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 4 船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A-12 海上移動業務の無線局の免許状及び証票に関する次の記述のうち、電波法（第21条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 別に定める場合を除き、無線局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 船上通信局にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損したため免許状の再交付を申請しようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を提出しなければならない。免許状の再交付を受けたときは、遅滞なくその旧免許状を廃棄するとともにその旨を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

A-13 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたとしとるべき措置に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 局が行った重大な違反に関する申入れは、この違反を認めた主管庁がこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反は、これを認めた局がその局の属する国の主管庁に報告する。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反は、これを認めた検査官が違反をした者の属する国の主管庁に報告する。
- 4 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、事実を確認して責任を定め、必要な措置をとる。

A-14 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、 **A**、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 **B** の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な **C** で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の **D** 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の **D** は、特に注意して選定しなければならない。

A	B	C	D
1 長時間の伝送	識別表示のない信号	十分な電力	無線設備
2 不要な伝送	無線通信規則に定めのない略語	最小限の電力	位置
3 長時間の伝送	無線通信規則に定めのない略語	十分な電力	無線設備
4 不要な伝送	識別表示のない信号	最小限の電力	位置

**A-15** 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章 無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の要件について述べたものである。同条約（附属書第4章第6規則）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備は、次の要件を満たすものでなければならない。
- (1) その適正な使用に対し機械的、電氣的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と  **A** に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
  - (2) できる限り  **B** に設けること。
  - (3) 水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
  - (4) 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能しかつ恒久的に取り付けられたものを備えること。
  - (5) 無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。
- ② 航行の安全のために要求される  **C** の通信路の制御器は、操舵を指揮する場所に近い船橋内の位置において直ちに使用することができるようにしておくものとし、また、必要な場合には、船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする設備を設ける。持ち運び式VHF装置は、当該設備に代えて使用することができる。

A	B	C
1 電氣的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	MF及びVHF無線電話
2 電氣的	船舶の中央部のできる限り振動の少ない位置	VHF無線電話
3 電磁的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	VHF無線電話
4 電磁的	船舶の中央部のできる限り振動の少ない位置	MF及びVHF無線電話

**B-1** 海上移動業務の無線局の聴守義務（総務省令で別に定める場合を除く。）に関する次の記述のうち、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当するものを1、これらの規定に定めるところに該当しないものを2として解答せよ。

- ア** 海岸局であって、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。
- イ** デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2187.5kHz及びF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。
- ウ** 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。
- エ** F3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けている船舶局は、航行中常時、その指定を受けている周波数のいずれかの周波数で聴守をしなければならない。
- オ** デジタル選択呼出装置を施設している船舶局であって、F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz又は16,804.5kHzの指定を受けているものは、できる限り常時、次の周波数のうち、その船舶局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。
- (1) F1B電波8,414.5kHz
  - (2) F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzのうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な二の周波数

B-2 次の記述は、海上移動業務及び航空移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、 ア。以下同じ。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であって  イ により監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、 ウ 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

②  エ の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。

③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次のとおりとする。

(1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で  オ に関するもの

(2) 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で遭難通信又は緊急通信に関するもの

(3) 航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの（自動装置により連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。）

ア 無線方向探知に関する通信

イ 航空機の安全運航に関する通信

ウ 気象通報に関する通信（イに掲げるものを除く。）

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

- |                       |                         |           |
|-----------------------|-------------------------|-----------|
| 1 遭難通信、緊急通信又は安全通信     | 2 総務大臣にその選任の届出がされたもの    | 3 無線電信    |
| 4 総務大臣の承認を受けたもの       | 5 遭難通信又は緊急通信            | 6 遭難通信責任者 |
| 7 船舶の運航計画の変更のため       | 8 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者 |           |
| 9 モールス符号を送り、又は受ける無線電信 | 10 船舶又は航空機が航行中であるため     |           |

B-3 次の記述は、遭難警報を受信した船舶局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを  ア に通知しなければならない。

② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して  イ により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、 ウ 通報しなければならない。

③ 船舶局は、②の遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、 エ で聴守を行わなければならない。

④ 船舶局は、③の規定により聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対して他のいずれの無線局の応答も認められないときは、 オ、かつ、当該遭難警報に対する他の無線局の応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。

- |   |                  |              |
|---|------------------|--------------|
| 1 これを適当な海岸局に通報し                                   | 2 短波帯以外の周波数帯の電波  | 3 その船舶の責任者   |
| 4 当該遭難警報を適当な海岸局に                                  | 5 当該遭難警報を受信した周波数 | 6 短波帯の周波数の電波 |
| 7 当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）の無線電話の周波数 |                  |              |
| 8 通信可能の範囲内にあるすべての無線局にこの遭難警報を中継し                   |                  |              |
| 9 これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に                        | 10 遭難通信責任者       |              |

B-4 次に掲げる無線局のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許が与えられないものに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

ア 実験等無線局

イ 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

ウ 海岸局又は航空局であって電気通信業務を行うことを目的として開設するもの以外のもの

エ 放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星局であって、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）

オ 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

ア 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。

イ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、電波の発射の停止を命じたとき。

ウ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。

エ 総務大臣が、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認め、無線局の再免許を与えたとき。

オ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。